

加盟団体規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第5条の加盟団体に関する事項を定めるものとする。

(加盟団体)

第2条 定款第5条に定める加盟団体のうち、郡及び市（郡市合同を含む。）のスポーツ活動を統轄する団体を地域団体とし、県内の種目別競技を統轄する団体を競技団体、学校体育を統轄する団体を学校教育団体とする。

(本会評議員の選出)

第3条 加盟団体は、定款第14条によりそれぞれ1名ずつの本会評議員を選出し、代表者から本会会長に届け出るものとする。

(加盟団体長会議)

第4条 本会会長が必要と認めた場合には、加盟団体長会議を招集する。

(報告及び届出)

第5条 加盟団体は、毎年5月末日までに次の書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書、収支予算書及び役員名簿
- (2) 前年度の事業報告書及び収支決算書

第6条 加盟団体は、本会に対し選任している評議員及び当該団体の役員並びに規約等を変更した場合は、速やかに文書で報告しなければならない。

(負担金)

第7条 加盟団体は、定款第7条に基づく負担金を、毎年6月末日までに納入しなければならない。

2 前項の負担金は、評議員会の承認を得て別に定める。

(加 盟)

第8条 定款第6条により、新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本会会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 団体の概要
- (2) 規 約

- (3) 役員表
- (4) 前年度事業概要
- (5) 当該年度事業計画
- (6) 当該年度予算書

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに定款第7条に規定する負担金を納入し、定款第14条によって評議員を選任するものとする。

(脱 退)

第9条 定款第8条により本会を脱退しようとする団体は、次の書類を本会会長に提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 脱退した場合に、当該団体が納入した負担金は、理由のいかんを問わず返還しない。

(罰 則)

第10条 次の各号に該当した場合は、本会会長から警告又は除名することができる。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会定款及び、加盟団体アマチュア規程に違反したもの
- (2) 公益財団法人熊本県スポーツ協会定款に違反したもの
- (3) このほか、本会の名誉を著しく毀損したもの

(加盟団体における係争処理)

第11条 本会と加盟団体、加盟団体同士及び加盟団体内部において、争いごとが生じ本会に対して不服申し立てがあった場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に判断を委ねる場合がある。

(規程の変更)

第12条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

昭和47年4月1日施行

平成11年5月19日改正

平成13年12月6日改正

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

令和2年4月1日改正